

新居浜市補助金公募制度の見直し（案）
に対する意見募集の結果について

平成26年9月30日 企画部 総合政策課

- 1 意見募集期間 平成26年9月4日（木）～24日（水）
- 2 意見提出人数 1人（個人1）
- 3 意見提出件数 3件
- 4 意見の概要と意見に対する考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>（審査結果）</p> <p>過去の審査結果で、同じ活動内容の事業であるのに、審査結果に差異がある。</p>	<p>補助事業の審査については、第三者評価機関である「新居浜市補助事業公募審査会」（以下「審査会」と言います。）において、一定の評価基準による採点評価を行い、かつ最高点と最低点を除いた平均得点により補助対象事業の適否を判定するなど、公平、公正な審査に努めてきました。</p> <p>しかしながら、申請書類に記載されている内容だけでは、同じ範疇の事業かどうか判断ができないことも考えられますので、そのような場合は、予め事務局から審査会に対して意見具申するなど、事業への理解を深められるよう配慮し、より公平・公正な審査に努めてまいりたいと考えております。</p>
2	<p>（審査基準）</p> <p>補助事業は、新居浜市における公共福祉の増進や市民生活の向上を目的としているが、採択された事業と、二次審査対象あるいは採択されなかった事業との違いが不明確である。</p>	<p>審査会では、申請事業について「公益性」、「妥当性」、「効果効率性」の各項目において一定の評価基準のもと、客観的な採点評価を行うことにより補助対象事業の適否を判定することとしています。</p> <p>しかしながら、客観的な事業評価には、申請事業に対する適正な理解が必要でありますので、今回の制度見直しに当たっては、申請団体と市の事業担当課同席のもとでのヒアリング審査を実施するよう、審査方法を改めております。</p>

新居浜市補助金公募制度の見直しについて（案）に関する意見募集結果

3	<p>(審査員)</p> <p>審査員は申請書の内容を熟読しているのか。</p>	<p>審査会に際しては、審査対象の補助事業の申請書類を事前に審査員に送付し、内容を把握したうえで審査に臨んでいただいております。</p> <p>さらに、今回の制度見直しでは、申請団体と市の事業担当課同席のもとでのヒアリング審査を行うこととしており、申請事業の内容について、より理解したうえで審査ができるものと考えております。</p>
---	--	--